

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日に当たるとき)
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。
昭和五十八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◆告示 保険医療機関等の指定

保険医の登録

土地改良法による換地計画の決定

保安林の指定の解除予定(三件)

公有水面の埋立ての免許

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

一時保護を加えた児童の所持していたもの

告示

鳥取県告示第九百五十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令)第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月八日

鳥取県告示第九百五十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令)第八十七号)第九条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方町三丁目五二二	昭和五十八年十月十五日
渡辺内科医院	米子市上福原一八三九一八	昭和五十八年十月二十三日
豊田医院	倉吉市東町三五一一八	昭和五十八年十月二十五日
大谷医院	八頭郡郡家町大字宮谷三三一	昭和五十八年十月十六日
梶川薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六六	昭和五十八年十月十五日
橋本歯科医院	若美郡国府町宮ノ下四六五一	昭和五十八年十月二十日

昭和58年11月8日 火曜日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
倉信耕爾	鳥医第二、九七九号	昭和五十八年十月十七日

鳥取県告示第九百五十九号
昭和五十八年十一月八日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第九百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、八東地区第一工区県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡郡家町大字篠波字本谷七五三の五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
保健衛生施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年十一月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
八東町役場

鳥取県告示第九百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月八日

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字小屋ノ谷一七六五の五から一七六六の四まで、
字廣畠ケ下モ坂一七六六の二から一七六六の四まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

気象観測施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百六十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次とおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

昭和五十八年十一月五日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次
鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

(二) 岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二地先公有水面
区域

次の1の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点から16の地点を通り17の地点に至る昭和五十三年一月二十六日付鳥取県指令受河第六百九十九号でしゆん功認可された埋立地と公有水面との境界線、17の地点から20の地点までを順次に直線で結んだ線、20の地点から21の地点を通り22の地点に至る昭和五十七年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港北防波堤灯台（北緯三五度三四分三四九秒東経一三四度一七分三二秒）から二一四度四五分五六七・八〇メートルの地点

一トールの地点

2の地点 1の地点から三四度三分五〇・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一二四度三三分一九・八〇メートルの地点

4の地点 3の地点から三四度三分二五・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から一二四度三三分二五・〇〇メートルの地点

6の地点 5の地点から一二四度三三分一五・〇〇メートルの地点

7の地点 6の地点から一二四度三分三〇〇・〇〇メートルの地点

点

8の地点 7の地点から三四度三分三〇〇・〇〇メートルの地点

9の地点 8の地点から三四度三分三〇〇・〇〇メートルの地点

10の地点 9の地点から四四度三分二七・五〇メートルの地点

11の地点 10の地点から一〇〇度一七分八一・三〇メートルの地点

12の地点 11の地点から一九〇度一七分六・〇〇メートルの地点
13の地点 12の地点から一〇〇度一七分八八・五〇メートルの地点
14の地点 13の地点から一〇〇度一七分二・〇〇メートルの地点
15の地点 14の地点から一〇〇度一七分六〇・〇〇メートルの地点
16の地点 15の地点から一二〇度五〇分八五・四〇メートルの地点
17の地点 16の地点から七七度二九分八四・六〇メートルの地点
18の地点 17の地点から一〇〇度一七分七〇・〇〇メートルの地点
19の地点 18の地点から一九〇度一七分四・〇〇メートルの地点
20の地点 19の地点から一〇四度五〇分三三・三〇メートルの地点
21の地点 20の地点から一九四度二分二一九・八〇メートルの地
点

22の地点 21の地点から一一三度二四分三六二・〇〇メートルの地

(三) 面積

一八〇、五四四・〇七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代字先網代四一〇一六地先から同町大字大谷字中町田濱七四三までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに蒲生川の河口水

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びサの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 網代漁港北防波堤灯台（北緯三五度三四分三四九秒東経一

三四度一七分三三秒)から一五度一四分七一六・〇〇メートルの地点

(二) 面積

イの地点から五度三三分三五五・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から六六度一四分六一六・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から八九度一四分二六〇・〇〇メートルの地点

オの地点 ハの地点から一五五度一四分三〇〇・〇〇メートルの地

点

カの地点 オの地点から一二四度〇三分三〇〇・〇〇メートルの地

点

キの地点 カの地点から一〇一度三三分九八・〇〇メートルの地点

クの地点 キの地点から一九一度三分九〇・〇〇メートルの地点

ケの地点 クの地点から一八一度三三分一五六・〇〇メートルの地

点

コの地点 ケの地点から一〇〇度四〇分四一七・〇〇メートルの地

点

サの地点 コの地点から一四度三三分三〇・〇〇メートルの地

点

(三) 埋立地の用途
八九六、八九五・八五平方メートル

漁港施設用地及び関連用地

昭和五十年六月鳥取県告示第五百一十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十八年十一月十四日から施行する。

昭和五十八年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 四 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中「

広島支店	広島市中区立
------	--------

」を「

広島支店	広島市中区橋本町
------	----------

」に改める。

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和58年11月8日から6月以内に申し出でください。

昭和58年11月8日

鳥取県米子児童相談所長

金品の名称	種類	数量	見当が金品を所持するに至った経緯
現金	10,000円札	1	昭和58年7月下旬、鳥取市内（場所不詳）の家人不在の住居に侵入して窃取したものである。